

北海道文教大学海外留学奨励金規程

(平成 17 年 2 月 22 日 則 第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の海外留学費用の助成を目的とする。

(助成額及び要件)

第 2 条 この奨励金は、当該年度予算の範囲内で次の各号の要件を満たす場合に助成するものとする。

【中長期留学等】

- (1)対 象：海外の教育機関等での一セメスター以上の留学及びその他の中長期留学プログラム等（以下「中長期留学等」という。）のうち、本学の国際交流委員会で承認されたもの。
- (2)助 成 額：20 万円。但し、本学に在学中 1 回限りとする。
- (3)受給資格：本学学生で、中長期留学等を希望する者のうち、学科長からの推薦を得た上で、留学後に所定のレポート提出等を行う者。

【短期留学等】

- (1)対 象：海外の短期留学及びその他の短期留学プログラム等（以下「短期留学等」という。）のうち、本学の国際交流委員会で承認されたもの。
- (2)助 成 額：単位認定プログラム（国際学部の必修科目である短期語学研修を除く。）には 10 万円、単位認定不可なプログラムには 5 万円を上限とする。但し、本対象プログラムに係る奨励金の助成は、原則 1 回までとする。
- (3)受給資格：本学学生で、短期留学等を希望する者のうち、学科長からの推薦を得た上で、留学後に所定のレポート提出等を行う者。

(手続)

第 3 条 本学所定窓口において、出発 3 か月前までに所要の手続をすること。完了後、出発 1 か月前までに本人へ通知する。

(審査・決定)

第 4 条 この奨励金の助成は、各学科所定の選考試験を経た後、国際交流委員会において審査し、教授会の議を経て学長が決定する。

(事前研修)

第 5 条 この奨励金の助成を受ける者は、本学所定の事前研修に必ず参加するものとする。

(助成取消)

第 6 条 国際交流委員会が次の各号の一に該当すると判断した場合は、教授会の議を経て学長が助成を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 授業料が未納の場合
- (3) 事前研修を欠席した場合
- (4) 留学の成果が得られていないと判断された場合

(事後報告)

第7条 この奨励金の助成を受け海外留学に参加した者は、留学終了後1か月以内に所定の報告書を本学所定窓口に提出するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月28日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年2月28日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
2. 平成29年5月30日施行の「北海道文教大学外国語学部国際言語学科海外語学研修等奨励金規程」は廃止する。

附 則

1. この規程は、令和5年10月1日から施行する。
2. 令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例により助成することができる。